H23.12.14

大阪府特別職報酬等審議会 意見具申等の概要

［意見具申］

　○知事等の退職手当の水準

　　 知事等の退職手当の計算方法：退任時の給料月額×在職月数×支給割合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 意見具申の内容 | 現　　行 |
| 条例本則の額 | 特例減額後の額 |
| 支給割合 | 支給額 | 支給割合 | 支給額 | 減額率 | 支給額 |
| 知事 | 当分の間、１００分の１０（条例本則は100分の20） | 6,288,000円 | 100分の60 | 41,760,000円 | － | 41,760,000円 |
| 副知事 | 当分の間、１００分の１０（条例本則は100分の20） | 4,944,000円 | 100分の45 | 24,624,000円 | 20％ | 19,699,200円 |

　　　※支給額は、１期４年（48月）在任した場合の金額。

　　　※計算の基本となる給料月額：意見具申の内容（知事１３１万円、副知事１０３万円）、現行（知事１４５万円、副知事１１４万円）

　　（退職手当額の考え方）

　　　・任期のある国家公務員である最高裁判所裁判官の支給割合に準じ、条例上の支給割合を１００分の２０とすることが適当。

　　　・変革に立ち向わなければならない大阪のリーダーとして民間役員の退職慰労金（14.8/100～17.7/100）を上回るのは相当でなく、他方、退職手当は生活保障的なものではなく在任中の勤務に対する報償的な性格を有していること、また、前知事が５０％の特例減額を行っていたことなどを総合的に勘案すると、当分の間、知事及び副知事の退職手当の支給割合については、さらに５０％カットの水準となるよう提言。

［各委員意見］

　○今後の特別職の報酬等の決定の仕組み（審議会委員の選定方法を含む）について

　　　知事が選任した委員が知事給料を審議する現行方式に問題がないか、また、その他考えられる方法について意見交換した結果、次のような意見があった。

　・知事が委員候補者を選任した後、府議会に報告し了解を得て、知事が委嘱した委員で審議を行う。

　　・現行制度においても、答申に基づき作成された条例案については府議会による審査、議決がなされ、府議会としてのチェック機能はあるため問題はない。

○委員一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| いがき　たかこ井垣　貴子　 | 関西経済同友会　幹事（株式会社　健康都市デザイン研究所代表取締役） |  |
| いけだ　たつお池田　辰夫 | 大阪大学大学院高等司法研究科　教授 | 会長 |
| おおくぼ　いくこ大久保　育子 | 消費生活専門相談員 |  |
| おかもと　ならお岡本　楢雄 | 大阪府中小企業団体中央会会長（合資会社　駿河屋代表社員） |  |
| たての　じゅんぞう立野　純三 | 大阪商工会議所　常議員（株式会社ユニオン代表取締役社長） |  |
| なかむら　あやこ中村　文子 | 公認会計士 |  |
| はしもと　としき橋本　寿樹 | 情報産業労働組合連合会大阪地区協議会議長 |  |
| わたなべ　のりやす渡部　記安 | 立正大学大学院社会福祉学研究科　教授 | 会長代理 |

○審議経過

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 開催日 | 主な審議内容 |
| 第11回 | H23.10.27 | ・知事等の退職手当のあり方及び水準について審議 |
| 第12回 | H23.11.18 | ・今後の特別職の報酬等の決定の仕組みについて審議 |
| 第13回 | H23.12. 2 | ・意見具申（案）について審議 |